

## 岡谷市総合計画の策定に関する条例

### (趣旨)

第 1 条 この条例は、本市の市政運営に係る最上位の計画である岡谷市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市の目指すべき姿と進むべき方向性についての基本的な指針を定めるものであって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市の長期的なまちづくりの理念と、その理念を実現するための基本目標及び政策からなるものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想の実現を図るための基本的な施策を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で掲げる施策を実現するための事業を示すものをいう。

### (総合計画の策定)

第 3 条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

### (策定等の手続)

第 4 条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、岡谷市市民総参加のまちづくり基本条例（平成 16 年岡谷市条例第 20 号）に基づき、市民の意見を反映するよう努めるものとする。

2 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、第 9 条に規定する岡谷市基本構想審議会に諮問するものとする。

### (議会の議決)

第 5 条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定により、議会の議決を経るものとする。

### (総合計画の公表)

第 6 条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを市民に公表するものとする。

(市政運営の推進)

第 7 条 市長は、総合計画に基づき市政を運営するものとする。

(総合計画の進捗管理)

第 8 条 市長は、総合計画の進捗状況を管理し、その結果を市民に公表するものとする。

(岡谷市基本構想審議会の設置等)

第 9 条 基本構想の策定、変更又は廃止等に関し、市長の諮問に応じて必要な事項を調査審議するため、岡谷市基本構想審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

3 委員は、知識経験者、公募による市民等のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に策定する総合計画について適用し、同日前に策定した総合計画については、なお従前の例による。

(岡谷市基本構想審議会条例の廃止)

3 岡谷市基本構想審議会条例（昭和 52 年岡谷市条例第 19 号）は、廃止する。

## 岡谷市総合計画の策定に関する条例施行規則

### (目的)

第 1 条 この規則は、岡谷市総合計画の策定に関する条例（平成 30 年岡谷市条例 1 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (策定方針)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定に基づき、岡谷市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定し、又は変更するときは、あらかじめ次に掲げる事項からなる策定方針を定めるものとする。

- (1) 基本構想、基本計画及び実施計画の計画期間
- (2) 策定に関わる庁内の組織体制
- (3) その他市長が必要と認める事項

### (総合計画策定の指針)

第 3 条 総合計画は、次に掲げる事項に配慮し、策定するものとする。

- (1) 自然的、歴史的及び社会経済的な諸条件に応じ、本市の特性を活かすことができるものであること。
- (2) 地域社会の実情に即したものであること。
- (3) 効率的かつ効果的な市政の運営に資するものであること。

### (基本計画)

第 4 条 基本計画には、条例に定めるもののほか、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第 2 号に関する事項について定めるものとする。

2 市長は、基本計画を策定し、変更し、又は廃止する場合、必要に応じて条例第 9 条に規定する岡谷市基本構想審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

### (審議会の委員)

第 5 条 条例第 9 条第 3 項に規定する知識経験者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内企業関係者
- (2) 教育機関関係者
- (3) 官公庁団体関係者
- (4) 金融機関関係者
- (5) 労働団体関係者

(6) 報道機関関係者

(7) その他市長が必要と認める者

(審議会の会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長 2 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前 2 項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(審議会の部会)

第 8 条 審議会は、必要に応じて委員で構成する部会を置くことができる。

2 部会の部員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部員が、その職務を代理する。

(審議会の事務局)

第 9 条 審議会の事務局は、企画政策部企画課に置く。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に策定する総合計画について適用し、同日前に策定した総合計画については、なお従前の例による。